

令和7年度訪問介護事業所等電動アシスト自転車購入経費支援事業補助金交付要綱

7福祉高介第527号

令和7年6月20日

(通則)

第1条 東京都（以下「都」という。）は、地域を支える「訪問介護」応援事業実施要綱（令和6年3月29日付5福祉高介第1303号。以下「実施要綱」という。）に基づき、訪問介護事業所等におけるサービス提供に係る移動経費である電動アシスト自転車購入等に要する経費に対し、予算の範囲内において補助を行うものとし、その補助金の交付については東京都補助金等交付規則（昭和37年東京都規則第141号）の規定によるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(目的)

第2条 この要綱は、実施要綱の規定に基づいて行う令和7年度訪問介護事業所等電動アシスト自転車購入経費支援事業補助金（以下「補助金」という。）の交付に関し必要な事項を定め、もって事業の適正な運営を図ることを目的とする。

(実施主体)

第3条 本事業の実施主体は、都とする。ただし、本事業の運営を適正な事業運営が可能と認められる団体等に委託して実施できるものとする。

(補助対象事業所)

第4条 この要綱による補助対象事業所は、交付申請日時点において都内に開設している介護保険法（平成9年法律第123号）に基づく訪問介護、訪問入浴介護、夜間対応型訪問介護及び定期巡回・随時対応型訪問介護看護のサービスを提供する事業所とする。なお、一つの対象事業所が交付を受けることができる回数は1回を上限とし、一つの事業者が交付を受けることができる事業所数は10か所を上限とする。ただし、次に掲げる事項に該当する場合は、補助対象から除く。

- (1) 補助対象事業所の数が10か所以上かつ資本金5千万円を超えている事業者が設置する事業所
- (2) 国又は地方公共団体が設置する事業所（地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により指定管理者が管理するものを含む。）
- (3) 業務継続計画（BCP）未策定の事業所

(補助対象事業)

第5条 この要綱による補助対象事業は、実施要綱第2（4）に定める事業とする。

(補助対象経費)

第6条 この要綱による補助対象経費は、前条に定める補助対象事業の実施に必要な経費であつて別表に掲げるものとする。

(補助対象期間)

第7条 令和7年4月1日から令和8年3月31日までとする。

(補助金の交付額)

第8条 この補助金は、補助対象事業所ごとに別表第1欄に掲げる対象経費の実支出額から寄附金その他の収入額を控除した額と、別表第2欄に掲げる補助基準額とを比較して少ない方の額に別表第3欄に掲げる補助率を乗じて得た額の合計額を、都の予算の範囲内において交付するものとする。ただし、補助対象事業所ごとに算出された額に千円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てる。

(補助金の交付申請)

第9条 この補助金の交付を受けようとする者は、別に定める日までに、交付申請書（第1号様式）を東京都知事（以下「知事」という。）に提出しなければならない。なお、申請は、事業者（法人）単位で行うものとする。

(補助金の交付決定)

第10条 知事は、前条による申請があつたときは、交付申請書を審査し、適当と認める場合は、次条に掲げる条件を付して補助金の交付を決定し、その決定の内容を申請者に通知するものとする。

(補助条件)

第11条 補助金の交付に当たっては、補助金の交付の目的を達成するために、別記の補助条件を付するものとする。

(申請の撤回)

第12条 申請者は、交付の決定の内容又はこれに付された条件に異議があるときは、交付の決定の通知受領後14日以内に、その旨を記載した書面を知事に提出することにより、申請の撤回をすることができるものとする。

(補助金の交付方法)

第13条 知事は、第16条の規定による補助金の額の確定後、第17条の規定による補助対象事業者からの請求を受けた場合、速やかに補助金を支払うものとする。

(変更交付申請)

第14条 第10条の規定による決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）が、補助金

の交付の決定後の事情の変更により申請の内容を変更して交付申請を行う場合は、第9条の規定に準じて、変更交付申請書（別記様式第2号）により、事情の変更があった日から知事が指定した日までにこれを行うものとする。

（実績報告）

第15条 補助事業者は、補助事業が完了したとき、補助金の交付の決定に係る会計年度が終了したとき又は補助事業の廃止の承認を受けたときは、実績報告書（別記様式第3号）及び必要な書類を別に定める期日までに知事に提出しなければならない。

（補助金の額の確定等）

第16条 知事は、前条の規定による実績報告書の提出を受けた場合において、実績報告書の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、当該報告に係る補助事業の成果が交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助事業者に通知するものとする。

（請求）

第17条 補助金の額の確定後において補助金を請求するときは、補助対象事業者は、請求書（別記様式第5号）を知事に提出しなければならない。

（暴力団の排除）

第18条 次の（1）から（3）までに掲げる者は、補助金の交付の対象としない。

- （1）暴力団（東京都暴力団排除条例（平成23年東京都条例第54号。以下「暴排条例」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
- （2）法人その他団体の代表者、役員、使用人その他の従業者若しくは構成員に暴力団員等（暴力団並びに暴排条例第2条第3号に規定する暴力団員及び同条第4号に規定する暴力団関係者をいう。以下同じ。）に該当する者があるもの
- （3）社会福祉法（昭和26年法律第45号）、老人福祉法（昭和38年法律第133号）、介護保険法（平成9年法律第123号）又はこれらの法律に基づく命令に違反する事実がある法人

附 則

この要綱は、決定の日から施行する。

別表（第6条関係）

1 補助対象経費	2 補助基準額	3 補助率
令和7年度における訪問介護事業所等のサービス提供に係る移動経費（電動アシスト自転車の購入に要する経費。詳細は別紙のとおり）	1事業所当たり200千円	4分の3

別紙

補助対象経費について

本事業において補助対象とする経費は、以下の要件を満たす電動アシスト自転車の購入に要する経費とする。

なお、電動アシスト自転車の購入時に附属しているバッテリーについては補助対象経費に含めることができる。

1 電動アシスト自転車に関する要件について

- (1) 防犯登録がされていること。
- (2) BAAマークやTSマーク等の自転車安全基準に適合していること。
- (3) 実地店舗で購入したものとする。
- (4) 補助対象事業所でのサービス提供に関する用途に限ること。
- (5) 補助対象期間内に支払いが完了すること。

補助条件

1 事情変更による決定等の取消し

補助金の交付決定後、事情の変更により特別の必要が生じたときは、知事は、この決定の全部若しくは一部を取り消し、又はこの決定の内容若しくはこれに付した条件を変更することがある。

2 承認事項

次の（１）から（３）までのいずれかに該当するときは、あらかじめ知事の承認を受けなければならない。ただし、（１）及び（２）に掲げる事項のうち軽微なものについてはこの限りではない。

（１）事業に要する経費の配分を変更しようとするとき。

（２）事業の内容を変更しようとするとき。

（３）事業を中止し、又は廃止しようとするとき。

3 事故報告

補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合は、速やかにその理由及び遂行の見通しその他必要な事項を書面により知事に報告し、その指示を受けなければならない。

4 補助事業の遂行命令

（１）知事は、補助事業者が提出する報告書、地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第２２条第２項の規定による調査等により、補助事業が補助金の交付の決定の内容又はこれに付した条件に従って遂行されていないと認められるときは、補助事業者に対し、これらに従って補助事業を遂行すべきことを命じることがある。

（２）（１）の命令に違反したときは、知事は、補助事業の一時停止を命じることがある。

5 是正のための措置

（１）知事は、本補助要綱第１６条の規定による調査等の結果、補助事業が補助金の交付の決定の内容又はこれに付した条件に適合しないと認めるときは、当該補助事業につき、これに適合させるための処置を取ることを命じるものとする。

（２）本補助要綱第１５条の規定による実績報告は、（１）の命令により必要な処置をした場合においてもこれを行わなければならない。

6 決定の取消し

（１）知事は、補助事業者が次のアからオまでのいずれかに該当したときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことがある。

- ア 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。
- イ 補助金を他の用途に使用したとき。
- ウ 補助金の交付の決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき。
- エ 労働基準法等の違反により罰金刑以上の刑に処された場合
- オ 交付決定を受けた者（法人その他の団体にあっては、代表者、役員、又は使用人その他の従業者若しくは構成員を含む。）が、本補助要綱第18条に定める暴力団員等に該当するに至ったとき。

（2）（1）の規定は、本補助要綱第16条の規定により交付すべき補助金の額を確定した後においても適用する。

7 補助金の返還

- （1）知事は、1又は6の規定により補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消した場合において、補助事業の当該取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているとき、期限を定めて返還を命じるものとする。
- （2）本補助要綱第16条の規定により交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときもまた同様とする。

8 違約加算金

- （1）補助事業者は、1又は6の規定により補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消され、その返還を命ぜられたときは、その命令に係る補助金の受領の日（補助金が2回以上に分けて交付されている場合においては、返還を命ぜられた額に相当する補助金は、最後の日に受領したものとし、当該返還を命ぜられた額に達するまで順次遡り、それぞれの日において受領したものとする。）から納付の日までの日数に応じ、当該補助金の額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納額を控除した額）につき年10.95パーセントの割合で計算した違約加算金（100円未満の場合を除く。）を納付しなければならない。
- （2）（1）の規定により違約加算金の納付を命ぜられた場合において、納付した金額が返還を命ぜられた補助金額の額に達するまでは、その納付額は、まず当該返還を命ぜられた補助金の額に充てるものとする。

9 延滞金

補助事業者は、補助金の返還を命ぜられた場合において、これを納付日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納額につき年10.95パーセントの割合で計算した延滞金（100円未満の場合を除く。）を納付しなければならない。

なお、8（2）の規定は延滞金に準用する。

10 他の補助金等の一時停止等

補助事業者が、補助金の返還を命ぜられたにもかかわらず、当該補助金、違約加算金又は延滞金の全部又は一部を納付しない場合において、他に同種の事務又は事業について交付すべき補助金等があるときは、知事は、相当の限度においてその交付を一時停止し、又は当該補助金等と未納額とを相殺するものとする。

1 1 財産処分の制限

補助事業により取得し、又は効用の増加した価格が50万円以上の機械、器具及びその他財産については、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）で定めている耐用年数を経過するまで、知事の承認を受けずに、この補助事業の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、又は廃棄してはならない。

1 2 財産処分等に伴う収入の納付

補助事業者が知事の承認を受けて（12）の規定による財産を処分し、当該処分により収入があった場合には、知事は、この収入の全部又は一部を納付させることがある。

1 3 財産管理

補助事業者は、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、台帳の管理及び物品への表示等、事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともにその効率的な運用を図らなければならない。

1 4 関係書類及び帳簿の整理保管

補助事業者は、補助事業に係る収入、支出その他関係書類を当該事業の属する会計年度終了後5年間整理保管しなければならない。

1 5 消費税等に係る税額控除の報告

補助事業者は、補助事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により補助金にかかる消費税及び地方消費税に係る仕入税額控除が確定した場合（仕入控除税額が0円の場合を含む。）は速やかに、遅くとも補助事業完了日の属する年度の翌々年度6月30日までに知事に報告しなければならない。

また、この補助金に係る仕入控除税額があることが確定した場合には、当該仕入控除税額を都に返還しなければならない。